欠格事項に該当しないことの宣誓書

令和　年　月　　日

横浜市港北区長

所在地

団体の名称

代表者職名　　　　　　　　　　　　印

　当団体は、以下に規定する横浜市港北国際交流ラウンジ管理運営業務委託に関する応募資格の欠格事項に該当しないことを宣誓します。

【欠格事項】

　１　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当すること。

　２　申請書類提出時点において、横浜市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていること。

　３　最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していること。

４　最近１年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

５　会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中である者

６　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号） 第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）である者

７　２年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている者（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

８　代表者もしくは役員が次のいずれかに該当する団体

ア　禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者